【令和 8 年度現況届用】

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

平成 22 年度の税制改正において 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、児童扶養手当・児童育成手当へ影響を与えないよう、該当する方については扶養控除の廃止がなかったものとして判定を行うこととなりました（平成 24 年 8 月以降措置適用）。

この申立書は、令和 7 年 12 月 31 日において、年齢が 16 歳以上 19 歳未満（平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日までの間に生まれた方）の所得税法上の扶養親族がいらっしゃるかを申し立てていただくものですので、**ご記入のうえ現況届に添えてご提出ください。**

◆下記（1）または（2）のうち、あてはまるものをマルで囲んでください。

（1） 該当の扶養親族は **いない** ⇒ 下表のご記入は**不要**です。
署名のうえご提出ください

（2） 該当の扶養親族が **い る** ⇒ **下表に該当の扶養親族をご記入**いただき、
署名のうえご提出ください

私の所得税法上の扶養親族のうち、令和 7 年 12 月 31 日において年齢が 16 歳以上 19 歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族						
	フリガナ 氏　　名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	令和 8 年 1 月 1 日に住民票のあった自治体
1						区 市 町 村
2						区 市 町 村
3						区 市 町 村
例	*エドガワ　タロウ* *江戸川　太郎*	*1234 5678 9012*	*子*	*H19 年 4 月 2 日*	*江戸川区中央１－４－１*	*江戸川* 区 市 町 村

（注意事項）

○　この申立書は児童扶養手当・児童育成手当現況届を提出する方が、令和 7 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡日）において年齢が 16 歳以上 19 歳未満の所得税法上の扶養親族がある場合に、ご記入いただくものです。

○　所得税法上の扶養親族とは、令和 7 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡日）において、次のいずれにも該当する方をいいます。

①　配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の婚族）か、都道府県等から養育を委託された児童（里子）である
②　あなたと生計を一にしている
③　令和 7 年分の税法上の合計所得金額が 48 万円以下である
④　青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告の事業専従者でない

○　記入欄が足りない場合は、裏面にご記入ください　（裏面　有・無）

この申立書により申し出る 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族の人数は、所得税及び住民税における内容と相違ありません。

令和　　年　　月　　日

住　所　江戸川区

氏　名